

グローバル・リスク・ウォッチ Vol.36

主要国間の対立深刻化の影深まる 他

=====

《index》

1. 主要国間の対立深刻化の影深まる(大山)
 2. コード・オブ・コンダクトへのコミットメント:グローバル外為行動規範(勝藤)
 3. 米国向け輸出の現状(熊谷)
 4. 講演最新情報(2018年3月時点)
- =====

2. 金融規制の動向に係る概観(トレンド&トピックス)

コード・オブ・コンダクトへのコミットメント:グローバル外為行動規範

有限責任監査法人トーマツ ディレクター 勝藤史郎

「グローバル外為行動規範(FX Global Code)」の「遵守意思表明」署名への準備が加速的に進められています。「グローバル外為行動規範」とは、外国為替業務における適切なグローバル慣行のガイドラインを示すために、国際決済銀行(BIS)の外国為替作業部会(Foreign Exchange Working Group=FXWG)にて、世界16か国・地域の中央銀行と民間市場参加者の協力のもと2017年5月に策定された規範です。FX Global Codeは、「倫理」「ガバナンス」「取引執行」「情報共有」「リスク管理とコンプライアンス」「取引決済と確認」の6つの基本原則と、55の原則からなります。その内容は、外国為替市場参加者に求められる倫理観、ガバナンス体制の整備、公正で流動性が高く適度に透明な外国為替市場の実現のために取引執行において注意を払うべき事項等が記されています。

FXGCは各国中央銀行のコミットメントのもと、各国外国為替市場委員会を通じて市場参加者による本規範の遵守が促進されることを期待しており、8つの国・地域の外国為替市場委員会が参加を表明しています。本邦では東京外国為替市場委員会が東京市場における市場参加者の遵守促進を担っています。市場参加者は「遵守意思表明」への署名・公表により本規範を遵守することを対外的に表明することが期待されています。なお、本規範の遵守には各市場参加者において6~12ヶ月の実施期間を必要としています。

本規範の遵守促進に係るポイントはいくつかあります。第1に、本規範は市場参加者自らが規範遵守の体制を整備し遵守意思を表明するものであること、本規範は規制の形をとらず、あくまで市場参加者の自主的な規範です。つまり本規範は当局規制のような強制力はない一方で、公正な外国為替市場の実現のために整備すべき具体的な項目を各市場参加者が自ら策定する必要があるということです。また、外国為替市場が市場参加者自身によって成り立っていること、各国

中央銀行のコミットメントのもと本規範の遵守促進がなされていることは、ホールセール外国為替市場における円滑な外国為替取引に参加しようとする市場参加者にとって本規範の遵守意思表示は、事実上の参加条件に近いものとなることを意味しているといえます。

第2に本規範は、銀行や証券会社などいわゆる「セル・サイド」のみならず、投資信託・生損保・事業法人などのいわゆる「バイ・サイド」も対象となっていることです。外国為替市場はセル・サイドのみならずバイ・サイドも含めた広範な市場参加者によって成り立っており、公正な市場の実現のためにはこれらの市場参加者すべてが規範を遵守する必要があるとの考え方によるものです。したがってこれらバイ・サイドの市場参加者も、本規範の遵守に向けた体制を整備し、遵守意思表示を行うことが強く期待されています。

第3に本規範では、「ブリヘッジ」「ストップ・ロス・オーダー」の執行、「機密情報の取り扱い」など日々の外国為替業務で発生する取引につき、遵守されるべきガイダンスとそのモニタリングが求められていることです。外国為替市場取引は、ボイスブローカー、電子取引システム、各種金融取引通信システムを通じて瞬時の取引が大量に実施されます。こうした外国為替取引における取引執行の適切なモニタリング実施には相応の体制整備が必要になります。まずフロントディーラーを牽制できる立場にあるモニタリング部署設置、テキストやボイスによる取引・コミュニケーション記録の整備、規範に抵触すると思われる取引の抽出や調査とエスカレーション手続、教育研修、そして取引量が多い市場参加者の場合は、必要に応じこれらを自動的にモニタリングできるITシステムの整備が必要になります。先進的な市場コンダクトモニタリング体制を持つ金融機関では「フロント・オフィス・スーパービジョン」「サーベイランス」のシステムが外国為替のみならずデリバティブや有価証券等の市場取引にも整備されつつあります。

第4に、市場取引のミスコンダクト防止のための規範は本規範や外国為替取引に限ったものではなく、より広い市場コンダクトや他の市場取引についても必要になることです。米国では既に複数の大手銀行が、外国為替取引におけるいわゆる「フロントランニング」や「機密情報の不適切な使用」により、司法当局や中央銀行から法的または監督上の措置を受けています。これらの事案は「グローバル外為行動規範」に関わらず、外為市場のミスコンダクトが、法的な詐欺行為や監督上のリスク管理不備とみなされた例です。グローバル外為行動規範が自主的な規範であることは、外為市場のミスコンダクト防止体制整備の要請が緩和されていることを意味するものではなく、むしろ市場参加者がこうした大手銀行のようなミスコンダクトを発生させないように、より強い内部管理体制を自ら作ることを要請したものと いえます。

第5に、昨年5月の本規範公表時にFXWGが「本規範の遵守には各市場参加者において6～12ヶ月の実施期間が必要」としていることです。市場参加者が本規範遵守のための体制整備に半年～1年程度を要するという表明は、言い換えれば市場参加者に対し公表後1年程度の時期までの「遵守意思表示」への署名を中央銀行が期待していることを示唆するものです。既に本規範公表からまもなく1年になります。各市場参加者は早期の「遵守意思表示」署名に向けて、各社内の体制整備を加速させる必要があるといえるでしょう。

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2018. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.